

保護者の皆様

三次市立酒河小学校
校長 新谷 勇

学校外で生起する事案についての取組方針について(お知らせ)

平素より本校の教育活動に多大なご協力ご支援をいただき、誠に有難うございます。

標記の件について、本校では三次市教育委員会の指導に基づき、十日市中学校区(十日市中学校・十日市小学校・栗屋小学校・酒河小学校)の各校が連携し、以下の通り統一した対応をいたします。

【経緯】

令和4年度、三次市教育委員会から教職員の働き方改革の推進について、「学校・家庭・地域の役割の明確化と情報発信」に係る指示がありました。(学校・家庭・地域の役割の明確化の箇所を抜粋)

(1) 勤務時間管理の徹底

- ・最終退校時刻を19時に繰り上げ(20時以降になる会議等は市教委に事前報告)
- ・留守番電話設置時刻を18時に繰り上げ

(18時～7時40分の間は学校と連絡をとることはできません)

(2) 学校・家庭・地域の役割の明確化と情報発信

- ・通学中や放課後・休み中等の対応
- ・SNS等のトラブルへの対応

学校外で生起する事案は、学校管理下ではないことから「基本的に学校以外が担うべき業務」に該当し、家庭や地域等の当事者及び当事者間で関係機関と連携しながら対応します。学校は情報を共有し課題の解決に向けて児童に指導や説諭をするなど、役割を明確にした対応をすることとしています。

本校では、三次市教育委員会と連携を図り、学校外で生起する事案について想定されるケースと取組方針をまとめました。対応の参考にしてください。

想定されるケース	取組方針
登下校時のトラブル	通学路やブロック塀等、通行上の課題は、発見した保護者が市役所等、道路管理者へ連絡する。 生徒指導に係る児童間のけんかや並び方等のトラブルは、児童の保護者間で話し合い、必要に応じて学校へ連絡する。
私物スマートフォン等によるメール・ライン等ネット上のトラブル	保護者が当事者として対応する。内容により、保護者が関係機関へ連携・相談し、その後、学校へ連絡する。相手児童がいる場合は、相手児童の保護者と端末機器の内容を確認しながら対応する。 なお、市教委貸与のタブレットに係るトラブルは、学校・市教委が対応する。
不審者への対応	迅速な対応が求められ、警察連携が必要だと判断した場合は、事案が生起した当日に保護者から警察へ連絡し、その後、学校へ連絡する。 (警察は、当事者である児童・保護者と対応されます。学校から警察へ連絡をしても、保護者の連絡先を求められます。)
道路交通上の違反	その場で指導し、学年・名前を聞いていただく。 (これまでの事例では、保護者がその場で注意をしない場合、状況を学校へ連絡しても抑止効果は限られています。) 必要に応じて、発見した保護者から学校へ連絡し、学校から当該児童の保護者へ連絡する。その後、学校で当該児童へ指導する。
帰宅後の遊び方のルール・マナー違反	触法行為ではないルールやマナーの違反の場合は、発見した保護者に直接指導していただく。相手児童がいる場合は、相手児童の保護者と連携し、よりよい人間関係や社会規範を育てる視点で話し合いをする。

本件にかかり対応にお困りの際は、学校(62-2485)にご相談ください。

本市の働き方改革の趣旨をご理解の上、対応についてご協力をお願いいたします。